

ひろしま産学共同研究拠点管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年九月二十四日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県規則第三十九号

ひろしま産学共同研究拠点管理規則の一部を改正する規則

ひろしま産学共同研究拠点管理規則（平成二十六年広島県規則第四十二号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（損害賠償責任） 第十六条（略） 2 設備の利用に当たって、利用者に損害が発生した場合においても、当該損害が県の責めに帰すべき事由により生じたものであるときを除くほか、県は、その損害賠償の責めを負わないものとする。</p>	<p>（損害賠償義務） 第十六条（略）</p>

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後

様式第3号 (第3条関係)

施設利用許可書

年 月 日

様

広島県知事 印

(略)

様式第4号 (第3条関係)

設備利用許可書

年 月 日

様

広島県立総合技術研究所長 印

(略)

改正前

様式第3号 (第3条関係)

施設利用許可書

年 月 日

様

広島県知事

(略)

様式第4号 (第3条関係)

設備利用許可書

年 月 日

様

広島県立総合技術研究所長

(略)

附 則

この規則は、公布の日から施行する。